

## 半田市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

### (設 置)

第1条 半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、これを推進するにあたり、広く有識者から意見を聴取することを目的として、半田市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言、指導等を行うものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

### (組 織)

第3条 有識者会議は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員の定数は、10名以内とする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和8年3月31日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会 議)

第6条 有識者会議は、議長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶 務)

第7条 有識者会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。